日本米粉協会 令和元年度事業計画

1. 米粉をめぐる情勢

米粉の需要は、令和元年度は前年を2割近く上回る36,000 トンと予測しており、需要が上向く気配が見え始めた。急増するインバウンドに加え、令和元年のラグビーワールドカップ、令和2年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた食の国際化・多様化とともに、増加するアレルギー患者からのノングルテン需要の高まりなど風向きが上向いている。これら需要の高まりをうけた新商品の開発や輸出事業も徐々に進み、当面は堅実な増加基調にあると思われる。

一方で令和元年は農業基本法(旧基本法)が廃止され、食料・農業・農村基本法(新基本法)の制定から20年となり、5年ごとに定める基本計画見直しの議論がスタートする。この中では主食用米の需給に大きな懸念が生じている。主食用米は高齢化や人口減からますます消費減が加速すると思われ、この中で米価を維持し、水田を荒廃させず活用し食料の安全保障を保持するためには、米粉用米や飼料米等を一層振興する必要がある。

こうした中で、実需者との契約生産等によって米粉用米の安定的な拡大が重要になる。この輪を全国に広げないと「需要はあっても米粉用米不足」という状態が続き、輸入米活用という事態に陥りかねない。契約生産に対する意識改革と民間の自主的な取り組みを拡大する本格的なバックアップ施策が問われており、米粉をめぐっては原料米の需要と供給のバランス確立が重要な年であるといえる。

2. 基本方針

平成29年5月25日に設立した日本米粉協会は今年3年目を迎える。設立 趣意書に掲げた理念を基に、"川上"から"川下"に亘り米粉に係る広範な関 係者が賛同して設立された日本米粉協会の特性を生かし、"米粉新時代"の着 実な前進と定着に向けて取り組んでいく。

令和元年度は、引き続き効率的かつ効果的な予算執行に努めつつ、ノングルテン米粉認証制度の着実な推進、用途別基準に適合した米粉製品及び推奨ロゴマークの普及推進等に注力していく。併せて組織基盤の強化を図るため、会員の拡大、事務局体制の強化、米粉に係る広範囲な企業・個人の期待に応え、信頼される組織をめざしていく。

3. 重点事業

(1) ノングルテン認証の推進と認証機関の管理監督に係る事業

ノングルテン認証を推進するために重要な役割を果たすのが認証機関である。協会は昨年、これまでの審査委員会を拡充強化して「認証機関登録

審査委員会」を立ち上げた。認証機関は現在は1つしかないが、第2号、3号の登録を目指していく。米粉製造事業者から認証機関にノングルテン認証の申請があった場合には、グルテン含有量が1ppm以下の米粉に対し認証機関が認証を与え、併せてノングルテン認証ロゴマークを付与する。

協会としては、重要な認証審査・検査を行う認証機関が適切に運営されていくための管理監督を行っていく。

こうした取り組みと合わせ、流通業界の協力も得て、ノングルテン米粉製品の普及拡大、消費者への着実な浸透をめざしていく。

(2) 用途別基準に適合する米粉製品及び推奨ロゴマークの普及推進

米粉の消費拡大を図るために、菓子・料理用(1番)、パン用(2番)、 麺用(3番)など用途別の加工適性に関する「米粉の用途別基準」が定め られた。この基準に適合した米粉製品には、製造事業者から申請があり基 準を満たしていれば協会が推奨ロゴマークを付与する。

初年度の平成 30 年は5件の申請があり、協会として公正に審査し承認した。2019 年度はさらに「米粉の用途別基準」の普及・啓発を強化し、ホームページ等を使って製造事業者等への申請を呼びかけ、浸透を図っていく。使い勝手の悪さ(基準の不統一)が、これまでの米粉消費拡大のネックの1つになっていた。用途別基準はこれを解消する手立てになる。多くの推奨ロゴマーク商品が店頭に並び、消費者にとって使い勝手のよい米粉を身近に感じてもらえるようにさらに努めていく。

(3) ノングルテン米粉を使用した加工品の登録制度の早期確立と普及推進

ノングルテン米粉を使用した加工品については、登録制とすることを認証委員会において検討している。登録を希望する米粉加工品製造事業者には、①ノングルテン米粉を主たる原料として使用し、食品表示法上の小麦に係る特定原材料表示が不要な加工品であって、大麦・ライ麦・オーツ麦を原料として使用していないもの、②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者であること、③日本米粉協会が主催する講習会を受講すること等を条件として検討しており、

こうした条件に合致していれば登録簿に記載・ホームページに公表するとともに、日本米粉協会が保有する「ノングルテン米粉使用ロゴマーク」の使用を許諾してはどうかと考えている。

今後、理事の皆様のご意見を踏まえながら、速やかに認証委員会において検討を行い、理事会にお諮りしたい。この仕組みの普及・定着を進めることにより、ノングルテン米粉の認知を拡大し、米粉需要全体の底上げを図っていくこととしたい。

(4)米粉に係る相談機能の強化と危機管理対策の確立

認証された商品が順次誕生し、ロゴマーク貼付商品が市場に出回ると、協会への質問・意見、相談等の業務が増えてくる。平成30年度もメールや電話等で様々な多岐に亘る質問・相談が寄せられた。米粉全体のイメージアップを図るためにも、相談機能のさらなる強化を図っていく。具体的には対応マニュアルやQ&Aの更新・強化、事務局の研修、外部専門協力機関との連携確立――等を図っていく。

また、上記(1)~(3)の取り組みを着実に行い、業界や消費者の信頼を得るには、協会の危機管理対策の確立が不可欠である。既存の危機管理対策マニュアルを見直し更新し、いざという時の危機事案発生に対して万全を期していく。

(5) 広報対策の拡充と会員相互の交流・情報提供サービス

平成 29 年8月に日本米粉協会の専用ホームページを立ち上げ、1年 10 か月経過した。米粉やアレルギーに関する関心の高まり等などからアクセス数が増えている。合わせて製造事業者だけでなく一般消費者にも親しんでもらえるよう内容(画面)をリニューアルした。特に平成 30 年度は会員サービス(メリット還元策)として「会員紹介ページ」を新設した。また、米粉に係る多様な情報の提供、セミナー・イベント等の紹介等を行い、一層のレベルアップを図った。

併せてマスコミ対策にも本腰をいれ、一般メディアをはじめ、専門・業 界紙誌へのプレスリリース等を強化していく。

(6) 既存会員の維持とさらなる会員拡大運動の展開

協会の活動を支える基盤は会員による年会費である。上記の取り組みを着実に行うことで会員の期待に応え、既存会員の維持とともに、新規会員の拡大をめざしていく。具体的には①地方米粉協議会会員への再アプローチ②平成31年1月に全国5か所で行った情報交換会参加者へのアプローチ③米粉に係る企業・個人のリスト再点検――等を行い、ダイレクトメールを送付したり、様々なルートでの加入呼びかけ等を行っていく。

ホームページでも会員加入を呼びかけるとともに、専門紙誌等へのプレスリリースも行う。

(7) 日本米粉協会の事務局体制の検討

日本米粉協会は、平成29年5月25日に発足して、2年/1期が経過し2期目に入る。従前から指摘されてきた協会財政基盤の確立と共に、今後の事務局運営・体制の在り方について見直しを含め検討していく。

合わせて、農林水産省の委託補助事業が大規模化することから、これに 対応できるよう事務局体制を強化していく。

(8) 農林水産省と連携した米粉事業の振興と消費拡大

農林水産省の補助事業等を活用し、米粉事業のさらなる振興と消費拡大をめざしていく。平成30年度はNPO法人国内産米粉促進ネットワークとも連携し、「コメ・コメ加工品輸出特別支援事業」に取り組み、スペインでの米粉プロジェクトを展開した。

また「外食産業と連携した米粉の消費拡大事業」では、平成31年1月に全国5か所で製粉事業者や加工事業者等を参集し、情報交換会を開催した。続いて2月には、株式会社スワロー食品、みたけ食品工業株式会社が新たに開発した米粉製品を紹介し、試食・商談を行い、食品製造事業者、流通事業者、生活協同組合関係者ら55人が参加した。

令和元年度は、昨年度の取り組みに加え、「戦略作物生産拡大支援事業」として輸出を含めた日本産米粉の需要拡大等支援に取り組んでいく。具体的には①米粉用米生産者と米粉製造事業者とのマッチング②ノングルテン米粉製造の支援③日本産米粉の優位性の確立と国内外への情報発信——などに取り組んでいく。

また、コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進事業として、5月にはマドリードとミラノ(事前調査)で、11月には再度ミラノでプロモーションを展開する。さらに国内では同月下旬に行われる第3回"日本の食品"輸出EXPOに出展する。

これらの事業を行うことによって、米粉の振興と消費拡大、輸出拡大につなげる。

さらに、ノングルテン米粉の認証制度については、将来的なJAS規格化についても検討を行っていく。

以上